

公益社団法人北海道理学療法士会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。

3 支部の組織ならびに活動内容等必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、北海道の理学療法の普及向上を図るとともに、サービスの質の向上に係る調査研究を行い、もって道民の医療の発展及び保健の充実並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、この法人は、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、道民の医療・保健・福祉の増進に寄与する事業
- (2) 理学療法における調査研究ならびに学術および科学的技術の振興に資する事業
- (3) 理学療法士の人格・倫理のさらなる向上と相互福祉に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は、北海道において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137）第3条の規定による理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 この法人の社員は、別に定める方法によって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。

4 代議員は、正会員の中から選出するものとする。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。ただし、正会員である理事は正会員としての権利を

行使することができる。

6 代議員の任期は、選任の2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、前任者の代議員の残任期間とする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)

(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面及び電磁的記録の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を毎年支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を当該年度6月末日までに履行しなかったとき
- (2) 代議員全員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、団体にあつては解散したとき
- (4) 正会員等にあつては、理学療法士の免許を取り消されたとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて代表理事が招集する。

2 総会を招集するには、代議員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して総会の日から2週間前までに書面により通知しなければならない。ただし、あらかじめ法令で定めるところにより承諾を得た代議員に対しては、書面に代えて電磁的方法により通知することができる。

3 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代表理事に対して総会招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があつたときは、代表理事はその請求があつた日から6週間以内の日を開催日とする総会の招集を通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 前項の規定にかかわらず、総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、他の代議員または補欠代議員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。

(決議)

第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、代表理事及び出席した代議員の中から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

理事20名以上26名以内

監事3名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名以上4名以内を副会長、5名以上8名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び常任理事の選定にあたって、理事会は、会長より推薦された候補者から、副会長及び常任理事を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員が、第19条に定める定数に足りなくなる場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第26条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 顧問および相談役

(顧問及び相談役)

第27条 この法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の各項により会長が推薦し、理事会の決議を経て選任する。

(1) 顧問は、会員以外の有識者から選任するものとし、会長の求めに応じて本会の運営に助言することが出来る

(2) 相談役は、会員の中から選ぶものとし、会長の求めに応じて本会の運営に協力する

3 顧問及び相談役の任期及び解任については、第23条第1項及び24条の規定を準用する。

4 顧問及び相談役について、その他必要事項は、これを別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度に、3箇月に1回以上開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
- (4) 監事から会長に対し、招集の請求があったとき
- (5) 前号の規定による請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする召集通知が発せられないとき

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について

は、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを
変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事
の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については
その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定
款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項各号に規定する書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に(前条に規定する書類につ
いては毎事業年度開始の日の前日までに)行政庁に提出しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づ
き、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第35条第2項第4号
の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第39条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借
入金を除き、総会において総代議員の半数であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決を得な
なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければなら
ない。

(会計原則)

第40条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、北海道新聞 に掲載する。

第11章 雑 則

(委 任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるもののほか、理事会（総会に関するものについては総会）の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は太田誠とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成22年12月18日より一部改正して施行する。
- 5 この定款は、平成25年6月15日より一部改正して施行する。
- 6 この定款は、平成25年6月21日より一部改正して施行する。

- 7 この定款は、平成28年6月11日より一部改正して施行する。
- 8 この定款は、平成29年6月11日より一部改正して施行する。ただし、第10条の規定は平成30年4月1日からとする。
- 9 この定款は、法人の構成員、経費の負担、総会の権限・開催・招集、役員の設置、理事の職務及び権限、役員の実任の免除、理事会の開催等の変更を行い、令和元年6月15日より一部改正して施行する。
- 10 この定款は、総会の権限等の変更を行い、令和3年6月12日より一部改正して施行する。